

# 大久保小学校全面改築(建替え) 基本計画・基本設計業務 プロポーザル募集要項

## 目 次

項 目	ページ
1. 目的	1
2. 業務の概要	1
3. 応募者の資格要件	1
4. プロポーザルに係るスケジュール	2
5. 大久保小学校の公開	3
6. 応募手続き	3
7. 第一次審査	5
8. 第二次審査	6
9. 提案者ヒアリングの実施	6
10. 提案の審査	7
11. 選定及び結果の通知	7
12. 設計委託業務の締結	7
13. 委託限度額	8
14. 改築の基本的な考え方	8
15. 計画概要	9
16. 委託内容	12

別記様式 ----- 別添 別記様式集による  
参考配置図 ----- 別添 参考図による

令和元年 6 月 4 日  
習志野市教育委員会  
学校教育部教育総務課

# 大久保小学校全面改築(建替え)基本計画・基本設計業務 プロポーザル募集要項

## 1. 目的

本市では、平成26年度から6年間を計画期間として策定した第1期の「習志野市学校施設再生計画」に基づき、学校施設の整備を進めています。また、令和2年度からの第2期の学校施設再生計画を策定するにあたり、昨年度、検討専門委員会を設置し、計画策定に関する提言をいただき、今年度中の計画策定に向け、取り組みを進めています。

この提言の中では、第1期の計画期間での課題となっている建設費の高騰などへの対応や今後の長寿命化・改築等の費用確保など、建設費削減の工夫が図られた施設整備を行っていくことが求められています。

このような中で、本市の学校施設の老朽化への対応、教育環境の改善を目的として、学校運営をしながら大久保小学校の全面改築(建替え)をするための基本計画・基本設計業務を委託するにあたり、本業務を適切に遂行する能力・技術力、実績、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最も適した受託候補者を公募型プロポーザル方式にて選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名称

大久保小学校全面改築(建替え)基本計画・基本設計業務委託

### (2) 履行期間

契約日の翌日から令和3年3月31日まで(令和元年～2年度継続事業)

### (3) 計画建物

- ① 建物名称 習志野市立大久保小学校
- ② 所在地 習志野市藤崎6丁目9番28号
- ③ 建物用途 小学校
- ④ 敷地面積 約14,992㎡(令和元年12月末までに確定測量を完了予定)

### (4) 事務局

〒275-0014 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号  
習志野市教育委員会学校教育課 財務施設係  
TEL 047-451-1122(直通)  
FAX 047-452-0771  
E-mail kikaku-ky@city.narashino.lg.jp

## 3. 応募者の資格要件

応募者の資格要件を有する者は、参加表明書提出の日までに次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 習志野市入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録され、かつ、登録区分「測量・コンサル」のうち業種「建築関係建設コンサルタント業務」に登録されている者であること。

- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者であること。
- (3) 一級建築士(常時3ヶ月以上の雇用関係にある者に限る)の資格を有し、かつ、一級建築士の資格取得後5年以上の実務経験を有する者で、本業務の管理技術者(総括責任者)として配置できる者であること。
- (4) 千葉県・東京都・埼玉県・神奈川県・茨城県に本店又は入札・契約に係る権限を委任された営業所等を有する者であること。
- (5) この公告の日から本委託業務の候補者決定の日までの間に、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成18年4月1日施行)に基づく指名停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱(平成12年2月1日施行)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 平成26年度以降、日本国内において、同一の敷地に延べ面積が6,000㎡以上の小・中学校の施設の建替え(新築含む)にかかる設計業務を元請けとして受注し履行した実績を有する者であること。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
  - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は本委託業務の契約候補者決定の前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
  - ② 会社更正法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
  - ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (8) 法人税法(昭和40年3月31日法律第34号)、地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税金を滞納していないこと。

#### 4. プロポーザルに係るスケジュール

日時又は期間	内容
令和元年6月 4日(火)	募集要項の公表
令和元年6月 5日(水) ~ 令和元年6月18日(火) 午後5時	質問書受付期間
令和元年6月25日(火)	質問書の回答
令和元年6月 5日(水) ~ 令和元年7月 2日(火) 午後5時	参加表明書(第一次審査書類)の受付期間
令和元年6月10日(月) ~ 令和元年6月14日(金)	大久保小学校の公開(予定)
令和元年7月16日(火)	第一次審査結果の公表(予定)
令和元年8月 5日(月) ~ 令和元年8月14日(水) 午後5時	提案書(第二次審査書類)の受付期間
令和元年8月27日(火)	提案者ヒアリング(予定)
令和元年8月30日(金)	第二次審査結果の公表(予定)

※日程に変更がある場合は市ホームページに掲載します。

## 5. 大久保小学校の公開

見学を希望される方は、令和元年6月4日(火)～令和元年6月12日(水)午後5時までに、事務局に現地見学申込書をメール又はFAXにより提出してください。なお、提出後事務局へ電話により着信等の確認をしてください。

見学時間は先着順に調整をし、申込みの翌日までにFAXにて現地見学承諾書を送付します。

(1) 日時(予定) 令和元年6月10日(月)～令和元年6月14日(金)までの5日間(午前9時から午後0時及び、午後1時から午後5時まで)で、見学時間は1者45分以内とします。

(2) 注意事項

- ① 公開場所は原則、校舎屋上、屋内運動場、屋外運動場及びプールとします。
- ② 事務局と見学時間の調整をしていない場合、見学できません。
- ③ 見学者の名刺等をご持参ください。
- ④ 見学中、係員の指示に従わない場合は退去していただくことがあります。
- ⑤ 駐車場がないため公共交通機関をご利用ください。
- ⑥ 1者につき5名以内としてください。
- ⑦ カメラ等による撮影は可能とするが、児童が特定されないようにすること。また、撮影した画像等は本事業以外に使用しないこと。
- ⑧ 見学時には本事業に関する質問は受け付けいたしません。  
なお、質問がある場合には質問書を用いて、質問書の受付期間内に提出してください。

### 第一次審査段階

## 6. 応募手続き

(1) 応募数

応募は、1者につき1提案とします。

(2) 募集要項等の配布

令和元年6月4日(火)に募集要項及び参考資料等(以下「募集要項等」という。)を市のホームページに掲載します。様式は、必要に応じダウンロードして使用してください。

(3) 質問書について

募集要項等の内容について次により質問を受け付けます。

① 受付期間

令和元年6月5日(水)～令和元年6月18日(火)午後5時まで

② 提出方法

質問書(別記第1号様式)により作成のうえ、事務局へメール又はFAXにより提出するものとします。なお、提出後事務局へ電話により着信等の確認をしてください。

③ 質問に対する回答

上記の質問に対する回答について令和元年6月25日(火)に市のホームページで公表します。

(4) その他の留意事項

① 各様式に関する事項等

(ア) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平

成4年法律第51号)に定める単位とします。

- (イ)提出書類は返却しません。
- (ウ)提出後の記載内容の追加、修正はできないものとします。
- (エ)本市の求める要件に対応した記載がない場合、当該機能等の提案が無いものと判断します。
- (オ)提案書に含まれる第三者の著作権の使用等に関しては、応募者が第三者の許諾等を得る等、一切の責任を負うこと。
- (カ)提出書類はプロポーザルを行う必要な範囲内において複製、複写することがあります。

## ② 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (ア)資格要件を満たさない者が書類を提出したとき。
- (イ)書類に虚偽の記載があったとき。
- (ウ)提案書の提出方法、提出期限、様式を守らないとき。
- (エ)提案上限額を超える参考見積を提案したとき。
- (オ)選定委員に対し、審査の公平さに影響を与える接触を行った場合。
- (カ)その他選定委員会が不適格と認めた場合。

## (5)参加表明書(第一次審査)の受付

### ① 受付期間

令和元年6月5日(水)～令和元年7月2日(火)午後5時まで

### ② 提出書類

(ア)参加表明書(別記第2号様式)

(イ)別記第3号様式～別記第6号様式

※技術者等の資格要件については、建築設計業務委託共通仕様書(案)及び建築設計業務委託特記仕様書(案)(以下「仕様書(案)」という。)を参照すること

(ウ)3. 応募者の資格要件(2)、(3)を証するもの

- ・一級建築士事務所登録証明書
- ・一級建築士免許証等
- ・常勤または社員であることを証明できるもの(保険証など)
- ・一級建築士の資格取得後5年以上の実務経験を有することを証明できるもの(任意様式)

(エ)納税証明書(国税:法人税・消費税、地方税:都道府県民税、市町村民税)

(オ)法人の概要

- ・会社名、設立年月、資本金、本社所在地、技術者数、業務内容及び連絡先を記載したもの(任意様式)
  - ・過去3年分の貸借対照表・損益計算書
  - ・自己資本比率、財務諸表、営業・業務概要
  - ・役員名簿
- を添付してください。

※別記様式の副本は社名が特定できる記載等は除くこと

※納税証明書はいずれも提出日以前3カ月以内の証明日のものであること(写しでも可)  
なお、参加表明書を提出した者が表明書の提出後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに文書で届け出ること。

③ 提出先

事務局(前記2.(4))

④ 提出方法等

(ア)持参、郵送又は宅配による。(持参する場合は平日(午前9時から午後5時まで)に限ります。)

(イ)郵送の場合は書留とし、令和元年7月2日(火)の消印があるものまで有効とします。  
宅配の場合は令和元年7月2日(火)午後5時までに必着とします。

(ウ)郵送及び宅配の場合、封筒に「プロポーザル参加表明書在中」と朱書き、受領書送付用として宛名を明記し、82円切手を貼付した長形3号の封筒を同封してください。

(エ)提出部数

14部(正1部、副13部)

## 7. 第一次審査

大久保小学校全面改築(建替え)基本計画・基本設計業務委託事業者選定委員会設置要領に基づき、設置した選定委員会(以下「選定委員会」という)が次の事項を審査します。  
参加資格を有する希望者が多い場合は、得点合計の上位5者程度を選定いたします。

評価項目	配点(100点満点)
ア 技術者数・有資格者数 (別記第3号様式)	10
イ 業務実績 (別記第4号様式)	30
ウ 担当ごとの経験年数・業務実績 (別記第5-1号、第5-2号様式)	30
エ 小・中学校の設計業務実績の活用方法等 (別記第6号様式)	30

(1)選定委員会委員

区分	職名
委員長	学校教育部長
副委員長	資産管理室長
委員	学校教育部次長
委員	教育総務課長
委員	学校教育課長
委員	指導課長
委員	社会教育課長
委員	生涯スポーツ課長
委員	こども政策課長
委員	児童育成課長
委員	施設再生課長
委員	危機管理課長

## (2)第一次審査結果の通知

審査の結果については、令和元年7月16日(火)に文書発送し、応募者に通知するほか、市のホームページで公表します。(応募及び審査状況により変更となる場合があります。)

### **第二次審査段階**

## 8. 第二次審査

### (1) 提案書の提出

応募者(第一次審査で選定された者)は、次により提案書類を提出してください。

#### ① 提出書類

本募集要項等に基づいた、別記第7号様式、別記第8号様式、計画説明書とします。  
なお、提出部数は、前記6. (5)④(エ)と同様とします。

#### ② 提出期間及び提出方法

令和元年8月5日(月)から令和元年8月14日(水)午後5時までとします。前記6. (5)④の方法で提出するものとし、郵送又は宅配の場合は、封筒に「プロポーザル提案書在中」と朱書してください。

#### ③ 提案に要する費用

提出書類等にかかる費用は、すべて応募者側の負担となります。

### (2) 提案に当たっての留意事項

各様式に関する事項等及び失格条項は、前記6. (4)②と同様とします。また下記についても留意してください。

#### ① 提案書は、公表する場合があります。ただし、本市と応募者との協議において、公表されることにより応募者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとします。

特に別記第8号様式、計画説明書は公表することを踏まえて作成してください。

#### ② 市が必要と認めるときに、提案書を無償で使用できるものとします。

また、提案書に含まれる第三者の著作権の公表などの使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくものとします。

#### ③ 提出された別記様式5-1、別記様式5-2における担当(設計履行体制)については、原則、変更できません。

#### ④ 提案にあたり、当該小学校敷地条件については、本募集要項等に加え、造成に伴う開発行為を考慮するものとします。

## 9. 提案者ヒアリングの実施

提案書の内容について、次のとおり提案者ヒアリングを行います。

### (1) 実施日(予定)

令和元年8月27日(火)

詳細については該当者に別途通知します。

### (2) 実施場所

習志野市役所庁舎

詳細については該当者に別途通知します。

(3) 出席者

実際の設計担当者となる者を含めて5名以内とします。

(4) ヒアリング内容

提案書の内容について1者当たり説明時間20分以内、その後質疑応答を15分程度予定しています。

なお、説明は、パワーポイントを使用することを可としますが、説明内容は提案書と同一としてください。パソコンは応募者側で用意してください。(プロジェクター、スクリーンは事務局で準備します。)

## 10. 提案の審査

(1) 審査

選定委員会が次の事項を審査します。

選定委員会の審査結果により、評価点数が最も高い提案者から第1位契約候補者、第2位契約候補者、第3位契約候補者として市が選定します。

なお、審査の結果、100点満点の内60点に満たない場合は契約候補者として選定しません。

評価項目	配点 (100点満点)
ア 改築の基本的考え方及び計画概要を踏まえた提案、業務実施体制等	80
イ 受託金額	10
ウ 第一次審査の結果	10

※同点の場合は、ア 改築の基本的考え方及び整備方針を踏まえた提案の評価が高い者とする。この場合にも決まらない場合は、ウ 第一次審査の得点合計が高い者とする。

## 11. 選定及び結果の通知

審査の結果については、令和元年8月30日(金)に提案者に通知するほか、市のホームページで第1位契約候補者名を公表します。(応募及び審査状況により変更となる場合があります。)

## 12. 設計委託業務の契約

(1) 市は、第1位契約候補者と契約締結交渉を行うものとします。その場合に、契約金額は提案した受託予定金額以内とします。

(2) 市は、提案書を尊重しますが、設計業務において拘束されないものとします。

(3) 第1位契約候補者が前記6(4)②の失格条項に該当すると認められた場合、又は市と業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができるものとします。

(4) 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、設計取組体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがあります。



13. 委託限度額(消費税及び地方消費税含む) 88,484,000円 (消費税率10%)

## 14. 改築の基本的な考え方

### (1) 全面改築の必要性

大久保小学校は、最も古い校舎で昭和41年、体育館が昭和34年に建設されており、耐震安全性は確保されているものの、施設の老朽化が進んでいます。このような中で、安全・安心の観点からも全面改築が求められています。

### (2) 教育理念

大久保小学校は、「知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性と生きる力を身につけた子どもの育成」を基本目標に掲げ、大久保のよさ、特色を「大久保ブランド」として捉え、目指す子どもの姿として、「自ら本気で学ぶ子」、「思いやりのある子」、「たくまishi子の育成」を目指しています。

＜目指す学校の姿＞

- ①「楽しく活力のある学校」
- ②「心の通い合う学校」
- ③「安全で、落ち着いた学校」
- ④「保護者や地域と連携した学校」

### (3) 改築の基本的考え方

#### ① 多機能で変化に対応し得る施設

将来の施設ニーズに配慮した計画とするとともに、教育内容・教育方法等の変化などに対応して、多様な学習内容・学習形態を可能とする多機能な学習環境を確保し、今後の学校教育の進展や情報化の進展等に長期にわたり対応できるような施設とする。

#### ② 生活の場を兼ねた施設

児童の学習の場のみならず、生活の場も兼ねた施設とし、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成できるような居場所を計画する。また、児童の健康に配慮するとともに学力並びに体力向上に資する空間を形成した施設とする。

#### ③ 環境に配慮した施設

自然エネルギーの有効活用や資源の再利用あるいは緑化や断熱化、省エネルギー器具・機器の採用等を通して、環境への負荷を抑制し、自然環境と調和した施設とする。

#### ④ 利便性・安全の確保と災害時の避難所としての機能を備えた施設

児童とその他利用者の導線が区分され、教育環境の安全が確保されると共に、施設全体の管理区分の明確化が図られた施設とする。また、災害時には地域の避難所として地域の人々の生命を守る機能を備えた施設とする。

さらに、施設の利用者に対し、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を図るために、エレベーターの設置や段差の解消などバリアフリーに配慮した施設とする。

#### ⑤ 保護者・地域との連携や学校開放に配慮した施設

プールなどの学校開放に加え、将来の児童数減少期を見据えた学校・家庭・地域の連携に基づく様々な利用に配慮した施設の配置とする。

⑥ 経済性に配慮した施設

建物の基本性能として耐久性・フレキシビリティ・維持管理性・更新性に配慮され、給排水・衛生設備を中心に、将来の設備更新や大規模改修等において、費用の縮減が図れる経済性のあるデザインとする施設とする。また、適切な仕様・総面積の圧縮・工期短縮などトータルコストの縮減が図られた施設とする。

⑦ 工事期間中の学校運営に配慮した計画

工事期間中に学校運営を行うため、現施設等の利活用及び児童の安全、整備手順に配慮した計画とする。

## 15. 計画概要

### (1) 用途地域等

①所在地 習志野市藤崎6丁目9番28号

②敷地面積 約 14,992 m<sup>2</sup>(令和元年12月末までに確定測量を完了予定)

#### ③用途地域等

用途地域	第一種中高層住居専用地域
防火地域	指定無し
建ぺい率	60%
容積率	200%
高度地区	第1種高度地区
日影規制	4m 3時間—2時間
その他地区等	建築基準法第22条指定区域

### (2) インフラ整備状況

- ・上、下水道 : 習志野市企業局から供給、公共下水道処理区域
- ・電力 : 東京電力から供給
- ・ガス : 習志野市企業局から供給
- ・接道 : 東側道路 7.85m、西側道路 3.64m程度

### (3) 周辺環境等

大久保小学校は、京成大久保駅から西に約 600mと習志野市のほぼ中央に位置している。また、隣接して私立幼稚園や低層住宅が立地しており、周辺道路は狭隘である。

### (4) 整備方針

#### ① 配置計画

- ・校舎から運動場への出入りが可能な施設計画とすること。
- ・狭隘な校地の中で、できる限り屋外運動場を広く確保する施設計画とすること。
- ・グラウンドにある、市の名木百選に選出されているプラタナス(アメリカスズカケノキ)については、敷地内での移植等を含め検討すること。

#### ② 校舎の整備

- ・様々な学習形態に対応でき、かつ、地域活動での使用に配慮した計画とすること。
- ・学校、放課後児童会、地域それぞれの動線及び安全に配慮した計画とすること。

・児童数の増加や多機能な学習環境などに対応するため、学習室を各フロアに配置するなど様々なニーズに配慮した計画とすること。

③ 屋内運動場の整備

・学校開放及び避難施設としての利用に配慮した計画とすること。

④ 屋外運動場の整備

・運動会等諸行事が開催できる広さを確保し、かつ、安全に配慮した計画とすること。

⑤ プールの整備

・配置については、重層化や屋内型も検討すること。

⑥ 放課後児童会の整備

・保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えるため、放課後児童会を整備する計画とすること。

・独立した出入り口を整備するなど、セキュリティ面に配慮した計画とすること。

⑦ 工事期間中の対応

・工事中の運動スペースに配慮した計画とすること。安全を確保した上であれば、既存校舎屋上やプール解体後のスペースの利用も可能とする。

※今後、基本設計の段階でも、大久保小学校の教職員・保護者・児童・地域等の意見を参考に、より良い学校施設づくりに努めること。

(平成30年度に「大久保小学校改築等に係る検討ワークショップ」を開催しています。)

(5) 主な必要諸室

① 普通教室 24室程度

② 特別支援教室 3室

③ 特別教室 理科室 理科準備室 家庭科室 家庭科準備室

音楽室 音楽準備室 楽器庫 パソコン室 図書室

図書室書庫 多目的室(視聴覚兼用) 学習室3室(少人数対応等)

児童用更衣室 図工室 図工準備室 他

④ 管理諸室 職員室 校長室 事務室 用務員室 会議室 PTA室

保健室(シャワー・脱衣室含) 放送室 印刷室 職員用更衣室

給湯室 教材室 相談室 他

⑤ 給食室 給食室 検収室 下処理室 洗浄室 事務室 準備室 配膳室

職員休憩室(男女) 職員便所(男女) ワゴン置場 食品庫 物品庫

パン・牛乳保管庫 アレルギーコーナー 他

⑥ 屋内運動場 ステージ アリーナ(ミニバスケットコート2面程度)

体育倉庫 防災倉庫 放送スペース 学校開放管理室 他

※アリーナは最低でも縦26m、横31m程度の広さとすること。

⑦ プール 25m×6コース程度

⑧ 屋外運動場 100m走×5コース程度

150m～200mトラック×5コース程度

⑨ 放課後児童会室 4室程度(計256㎡程度)

## (6)学級・児童推計

年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
全学級数 ( )は特別支援 学級で内数	28 (3)	28 (3)	28 (3)	28 (3)	27 (3)	28 (3)	27 (3)	26 (3)	25 (3)	23 (3)	21 (3)	21 (3)
児童数	845	828	808	803	804	775	755	735	715	697	682	669

※改築後、一時的に普通教室が24室以上必要となるため、学習室にて対応予定

※令和元年度は5月1日の実績

※令和2年度から令和6年度までは、「平成30(2018)年度版小・中学校児童・生徒数及び学級推計」より

※令和7年度以降は、「学校施設再生計画参考資料1小学校学級推計」を基に推計

## (7)既存建物概要

建物名	構造	階数	棟番号	延べ面積	建築年	備考
体育館	S造	地上1階	005	875 m <sup>2</sup>	昭和34年	
東校舎	RC造	地上3階	001-1 001-2	749 m <sup>2</sup> 1,146 m <sup>2</sup>	昭和41年	※1,2
中央校舎A	RC造	地上3階	001-3	1,459 m <sup>2</sup>	昭和44年	※1,2
中央校舎B	RC造	地上4階	001-4 001-5	610 m <sup>2</sup> 107 m <sup>2</sup>	昭和45年	※1,2,3
西校舎A	RC造	地上4階	001-6	517 m <sup>2</sup>	昭和46年	※1,2,3
西校舎B	RC造	地上4階	006	1,396 m <sup>2</sup>	昭和48年	※1,2,3
プール附属室	PC造	地上1階	007 008 009	15 m <sup>2</sup> 10 m <sup>2</sup> 27 m <sup>2</sup>	昭和46年	
第一児童会室	S造	地上1階	—	151 m <sup>2</sup>	平成16年	
第二児童会室 学校開放管理室	S造	地上2階	— 011	108 m <sup>2</sup> 20 m <sup>2</sup>	平成21年	

※1: 建築基準法第56条の2に基づく日影制限事項による既存不適格建築物

※2: 建築基準法第58条に基づく第1種高度地区の高さ制限による既存不適格建築物

※3: 千葉県建築基準法施行条例第12条に規定される「4階以上に設ける教室等の禁止」事項による既存不適格建築物

※その他、プール・屋外倉庫・遊具等も含む

## 16. 委託内容

主な内容については、次のとおり。詳細については仕様書(案)を参照すること。

### (1) 基本計画の策定

大久保小学校の校風、伝統と歴史及び既存施設並びに計画敷地、計画建物の概要をまとめるとともに、施設規模、施設数、所要室の構成、必要な設備や機能、構造について検討し、大久保小学校全体の配置及びレイアウト図(各階平面図・立面図・断面図・仮設計画図等)、検討模型の作成を行う。

また、土地利用計画、ゾーニング図を作成し、建替え計画図及び工事期間中の安全計画、工程ごとの仮設計画図を作成する。

### (2) 校舎・屋内運動場・屋外運動場の基本設計

- ① 大久保小学校全面改築(建替え)に係る校舎及び屋内運動場等の建設、屋外運動場整備、既存校舎等の解体、工事中の仮設計画の策定にかかる業務。
- ② 都市計画法・建設リサイクル法、建築物省エネ法、建築基準法等関係法規・千葉県福祉のまちづくり条例及びその他必要法規に関する検討業務(建築確認申請及び開発関係協議にかかる各課協議等の作業等含む)

### (3) 地盤調査・土質調査・耐力度調査・アスベスト調査・PCB 調査

### (4) 業務支援

基本計画案・基本設計案等を検討するための会議・学校保護者等を対象とした説明会等への参加、これらの資料作成、記録簿の作成等。

### (5) パースの作成